

上原 兼善

Ⅱ 鹿児島城下の琉球館

1. はじめに

『薩藩勝景百図』中の鹿児島城下の図（1-2景）で、ひととき異質な情景を形づくっているのは琉球の出先機関としての「琉球仮屋（琉球館）」、そして前之浜に浮かぶ独特の形をした琉球船である。薩摩藩との通交関係を明らかにするうえでどちらも重要なテーマになり得るものであるが、ここでは「琉球仮屋」の問題を通して、薩摩藩と琉球の通交の一齣に触れてみたい。

2. 「琉球仮屋」の整備

深瀬公一郎氏によれば、「琉球仮屋」の初出は1636年（寛永13）の『薩州鹿児島衆中屋敷御檢地帳』（『旧記雑録後編5』985号）においてで、「新堀より下」、すなわち鹿児島城下の南地区にその記載がみられる。いっぽう降って1670年（寛文10）の「鹿児島城下町割図」（鹿児島県立図書館の分類目録では「薩藩御城下絵図」となっている）には同じ場所に「琉球証人屋敷」が描かれている。深瀬氏はこのことから「琉球証人屋敷」は「琉球仮屋」の別称だとみている〔深瀬1988・2002〕。

薩摩藩による琉球に対する「くにぢち国質」（証人）制は侵攻2年後の1611年（慶長16）に開始され、当初は琉球王府の高官の三司官、あるいはそれに準ずる身分の者が「証人」として抑留を受けた。人質制度そのものは1647年（正保4）に廃され、1660年（万治3）、かわって王位継承者たる中城王子なかぐすくの鹿児島上国（朝覲）制度が開始された。また1667年（寛文7）以降は親方クラスざいばんウエーカタの高官が常駐するようになり、在番親方と呼ばれて、藩との政治的交渉

で重要な役割を担うようになっていった〔島尻1983、深瀬1988・2002、豊見山2003〕。

1666年（寛文6）には財務を専門とする蔵役もはじめて設置されている。当初琉球側から2名、薩摩藩側から1名が置かれ（『内務省文書』31番）、琉球側蔵役は二番方蔵役として、砂糖・鬱う金・泡盛・織物など王府蔵物の販売を掌理し、薩摩藩蔵役は一番方蔵役として藩の御用蔵物の出入を扱った。蔵役の下には手代、筆者が置かれた。二番方の蔵役と手代は32カ月間詰め、いっぽう筆者は29カ月間詰め、次と交代した（『古老集記類の二』383頁、〔深瀬2002〕）。こうして中期には機構的にも整備をみた「琉球仮屋」は上国使者の客館としてだけでなく、鹿児島において藩との政治折衝を担う琉球の出先機関、さらには経済活動の拠点という役割を担うようになっていた。

深瀬氏によれば、中期には場所そのものも変わっていたらしい。1696年（元禄9）、鹿児島城下は火災に見舞われ、「琉球仮屋」も消失しているが、この頃鹿児島城しもほうぎりの南側（下方限）から鹿児島湾に近接した北側かみほうぎりの上方限、現在の鹿児島市小川町の長田中学校のあるあたりに移転していたものとみられている〔深瀬2002、松尾2005〕。類焼後、「仮屋」は新築されたのであろうが、それから70数年を経て修築の時を迎えたようである。1771年（明和8）、2年後に世子尚哲しょうてつ（尚穆王長子しょうぼく）の鹿児島上国をひかえ、古くなった建物の増改築がなされている（『球陽』附巻3、125号）。すなわち各門・諸館・府庫などの増改築が手がけられたほか、新たに東屋を設け、三面を囲い石の塀で囲み、水路を整えたと

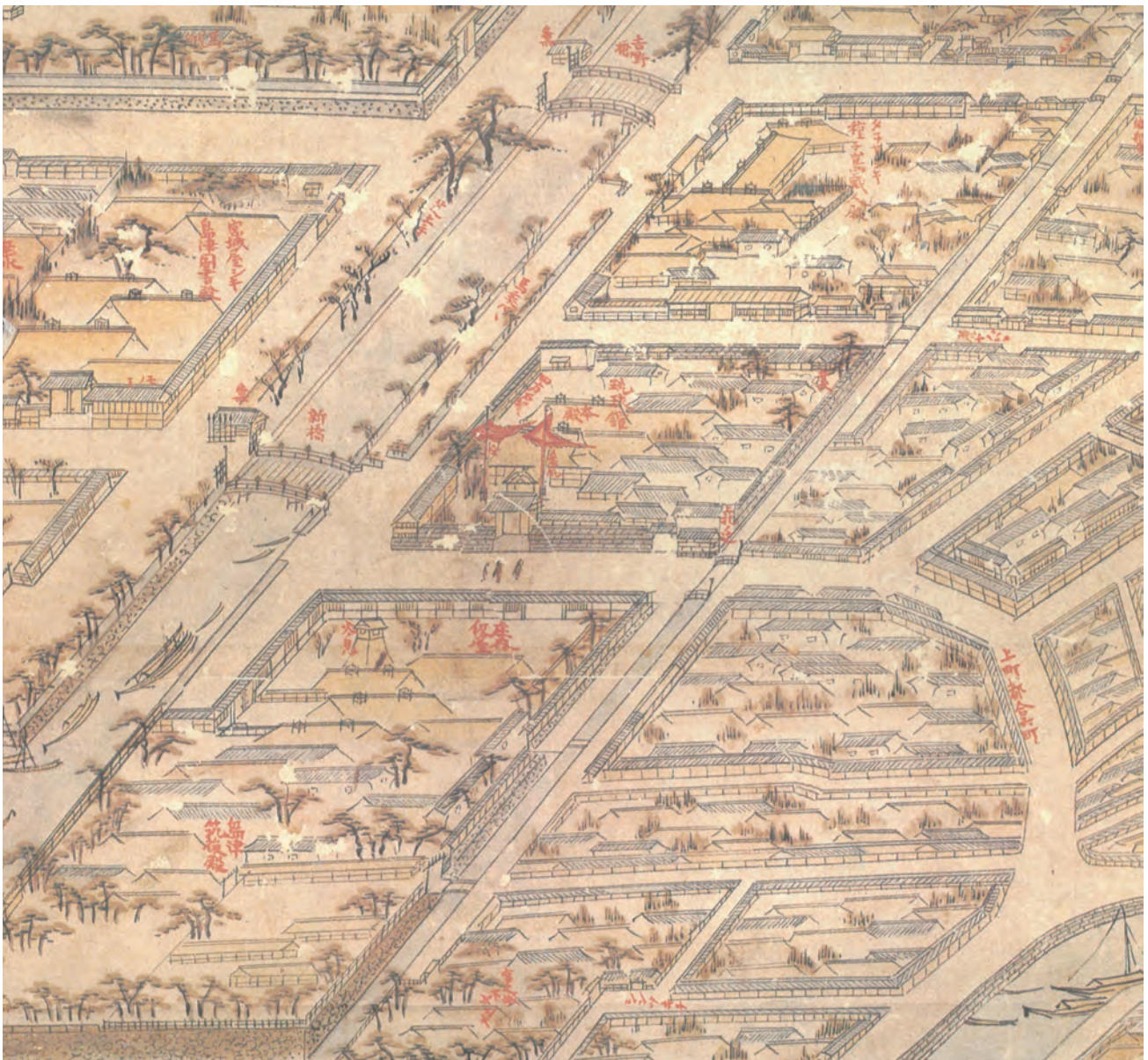
いうから、この時に「琉球仮屋」は大きく整備をみたといってよいであろう。「琉球仮屋」はこののち、1784年（天明4）に「琉球館」と呼び方を変え、「琉球仮屋守」も「琉球館聞役」と改められることになった（『球陽』附巻3、143号、「島津家列朝制度」781号）。

琉球館には100人前後の琉球人が常駐した。幕末期には敷地面積は3599坪におよび（『（天保年間）鹿児島城下絵図』、[深瀬1988・2002]）、東側の都城島津家に面した正門の両側には琉球館を示す

三角旗が立てられていた。『薩摩風土記』の著者はこれを「風しるしなり」と記している。門前の旗で風見をし、琉球船の出入りに備えをしていたのであろう。

正門を入ると本殿があった。王府役人が執務する場所であり、薩摩役人の応接、薩摩商人との商談もここで行われた。館内の一角に宿泊施設があり、琉球館の北西には弁財天を祀った「水雲庵」があった（『球陽』附巻4、227号）。「水雲庵」は1663年（寛文3）、向弘毅（大里王子朝亮）が上国のおり、私

【図1】琉球館の俯瞰図



『（天保年間）鹿児島城下絵図』（鹿児島市立美術館所蔵、参考絵図（6））

財をなげうって琉球館内に創建した（「球陽」附巻1、61号）。観音・弁財天（音楽や芸術、学問全般、財宝を授ける神）を奉安、庵番僧も置かれ、毎年9月には祭礼が行われた〔深瀬1988〕。

参考絵図(5)-④（『鹿兒島ぶり』掲載図）では琉球館正門の前に都城島津家が、西側には種子島家の屋敷が描かれているが、図1（『(天保年間) 鹿兒島城下絵図』）ではそれぞれの屋敷の位置、建物の配置などが比較的詳細に鳥瞰できる。いっぽう参考絵図(4)-⑤（『薩摩風土記』掲載図）と同じ構図ながらややそれよりも詳細な別の写本の挿絵には、琉球館土蔵下の道路で珍しく刀・脇差の類を商う「ほしみせ」（露店）の様子が描かれており〔原田1975〕、武具の類が琉球館の近くで入手できる状況にあったことを伝えていて興味深いものがある。

3. 「琉球仮屋」から「琉球館」へ

薩摩藩は「琉球仮屋」が政治的・経済的な機能を強くしはじめると、藩士・領内地下の者が「仮屋」に勝手に出入りして、琉球人と親交を結ぶことに規制を加えるようになっていった。すでに1662年（寛文2）には、正門横に次のような高札が立てられている（「内務省文書」75番）。

定

琉球仮屋へ旅人が立ち入ることを禁ずる。たとえ地下人であっても、用事の際は仮屋守取次ぎのうえで伝えること。もし違背する者があれば処罰する。

万治六年（寛文3）七月七日

また、藩は琉球が直接幕藩制市場と結びつくことを好まず、特別に「立入」「用聞」などと呼ばれる「仮屋」出入り商人を指定して、琉球産物の換金化、貿易銀の調達などに当たらせ、抜け荷の取り締まりを厳重にした。

しかしそうした規制は年月とともに緩んでいったようで、1772年（明和9・安永1）11月9日付の

文書は、琉球人に対する稽古指南のための者は立ち入りを許すが、琉球人と会話を志す者については、「仮屋守」が規制するように、と通達している（「球陽」附巻3、143号）。1783年（天明3）に鹿兒島を訪れた古川古松軒は「琉球館を一見してみると、門番がいて内に入ることを禁じている」「およそ（琉球人）100人ばかりは鹿兒島に渡って琉球の産物を売買し、または交易している」（『西遊雑記』巻之四）と述べているが、藩の規制がこの頃強化の方向に動き出していたのは事実であろう。古松軒が紀行をまとめた天明3年の段階で「琉球仮屋」を「琉球館」と記しているのは、すでに双方の呼び方が流布していたことを思わせるが、その点で興味をひくのは、翌1784年（天明4）に「琉球仮屋」を正式に「琉球館」に改めていることもさることながら、1786年（天明6）12月9日付で次のような文書（「島津家列朝制度」786号）が発せられていることである。

- 一 琉球人は御領内の者といえども、異国人の側面もあり、よって掛のほか対応は認められてこなかったが、間にはとりたててその区別をしない向きもあるやに聞こえる。廻勤のほか定められた役務以外で私的に招いたり、または脇方で出会することも差し止める。書通などのことも勤め向きに関すること以外は、止むを得ない場合でも交わしてはならない。
- 一 旅行の節、旅宿または船々においても同断のこと。
- 一 廻勤などの節は、口上そのほかすべて通詞をもって相伝えるべきこと。

天明六年十二月九日

安房

琉球人は領内の者とはいえ、異国人の側面もあって、特定の掛以外の者が対応することは認められなかったが、^{ゆるが}忽せになっているので、今後は藩役人が

役目の筋以外で勝手に自宅に招いたり、脇方で会おうことを禁ずる、書通なども勤め向きに関する以外は交わしてはならない（一条目）、それは旅行の際の旅宿、または船中でも同様だとする（二条目）。さらに掛役人が廻勤の際の口上は通詞をもって伝えるように、と通告しているのである（三条目）。この通詞の一件については、翌1787年（天明7）2月にも家老喜入安房の名で触れられているが、それでは「琉球人については、これまで通詞を添えることもあればそうでないこともあって、『不同』であった。しかし、今後は殿中向き（公的な場）はもちろん、『脇方』（非公的な場）においても通詞を添えること」と述べられている（『琉球館文書』63号）。

こうして一連の史料をみてくると、18世紀の末期を迎えて、薩摩藩が琉球人の異国人としての位置を明確にしようとしていることは明白であろう。「琉球仮屋」を「琉球館」と唱えることにこだわりをみせるようになったのも、琉球を長崎の唐館（唐人屋敷）と同様に異人居留地としての位置を明確化するねらいがあったものと思われる。その背景には、これまでみてきた史料の端々からうかがえるように、「琉球仮屋」が琉球人と藩役人や町人が自由に交流する場となり、あるいは南島の物産の流通の拠点としての機能を強くするなかで、琉球に対する支配秩序が揺るぎかねない状況が生まれてきていたことがあったと理解できる。

4. 諸規制の撤廃要求

とはいえ、琉球の従属的位置の自覚化を促す政策は、琉球にとっては違和感をもって迎えられたことは当然であった。1786年（天明6）12月9日付の文書について、翌1787（天明7）年2月に通詞の一件に関する文書が発せられると、琉球側では、まず2月23日付で、「琉球館にはもとより通詞という者は置かれていなかった。ただ江戸立^{だち}の時には琉球人の内より勤めてきたので、（このたびも）同様に琉球人の内から申し付けてもらいたい」（『琉球館

文書』63号）と、受け容れられるはずもない琉球人よりの通詞任用を主張して、暗に通詞設置案を撤回に追い込もうとしている。そして5月12日には、「徘徊」「書通」の制限について、伊江親方^{いえウヱーカク}ら三司官の名で、「琉球では往古は辞儀作法なども知らなかったが、薩摩藩へ朝見するようになってから、使者の面々を通じて大和の風儀になじむようになった、事は国風の善非に関わる」（『琉球館文書』66号）、として、これまで通り琉球人が方々へ出かけたり、藩士と自由に書を交わしたりすることを認めてもらいたい、と訴えている。琉球を開化へ導いた藩の恩恵を説いての規制撤回要求である。

しかし、同年7月には、藩は公用ではない「脇徘徊」の範囲について、次のように定めるにいたっている。すなわち、①藩主御上下の節、西田町に罷り出ること、②2月3日の初市見物、③吉野御関狩ならびに馬追に行くこと、④6月15日の祇園祭礼見物、⑤7月在踊りならびに町踊りの見物、⑥同月の諏方神事ならびに頭屋への参詣、⑦頭屋での神事能の見物、⑧流鏝馬^{やぶさめ}見物、⑨稽古能見物、などである（『島津家列朝制度』785号）。ただし、右の場所等においても他人と交わりを禁じた定めを忽せにしないこと、右以外の諸所への見物はあらためて願い出、許可が下り次第出かけるように、と藩の琉球掛を通じて琉球側に通達におよんでいる。

そして、些細のことかもしれないが、さらにこの年の10月28日、以後琉球館への使者は「上使」と唱え、書付などにもそのように書き認めるよう触れられていること（『島津家列朝制度』779号）も気になるところである。藩主の上意を伝える使者を「上使」と称するようになったのも琉球との上下関係を強調するところにねらいがあったとみてよいのではあるまいか。

琉球人の徘徊範囲が具体的に定められるにおよんで、館内駐留の琉球人の窮屈さが増したことが思いやられるが、琉球側の抵抗もあって薩摩藩の政策は思うようにその実をあげていなかったことが、次の1790年（寛政2）の「琉球法度」（『島津家列朝

制度」784号) からうかがい知れる。

琉球館内への諸人の出入り一件については、以前より禁止してきた。なおまた去る午年(1786=天明6)に定められた以外の場(1787年[天明7]7月に脇徘徊として認可した以外の場のことか)に出入りすることを固く差し止めた。すなわち、琉球人の廻勤または定められた役目筋以外で諸家へ出かけ、意味のない集會に参じ、あるいは軽き者共が無用の徘徊をすることを禁じた。また用向きについてはかねてより出入りの者たちへ、館内において相談し、用を処理するよう通達した。しかし、この頃次第に忽せになっているとのよしで、きわめて遺憾である。以後前条申し渡しの趣旨を嚴重に守

り、とくに館内の出入りなど一切しないように。もし内々にも館内への出入りについて聞き及んだならば処罰する。当年は「江戸立」のこともあるので、条文の趣旨の徹底をはかること。

寛政二年戊五月

伊賀

すなわち、この家老島津伊賀(久金)の通達を見ると、諸規制を打ち出した当初はそれは遵守されたかのようにみえたが、わずか4年後の1790年(寛政2)には骨抜きになっていた。そこで藩では徳川家斉の將軍襲職の慶賀使派遣を目前にして、この年あらためて趣旨の徹底をうながしている。特に禁じたのは無用な者の琉球館内への立ち入りで、違背者は処罰の対象とすることを明らかにしているのである。1798年(寛政10)にも、「琉球人が外に宿所

【図2】大磯に花見に出かける琉球人1



【図3】大磯に花見に出かける琉球人2(拡大)



『(天保年間) 鹿児島城下絵図』(鹿児島市立美術館所蔵、参考絵図(6))

を設け、あるいは止宿している者もいるやに聞こえる、きつく糾明するように」と、琉球館は通達を受けている。これに対して、琉球館は、「館内の者については、一切そういうことはなく、他国人の館内出入りもない。琉人は名札を提示し、門番に断りをいれて外出し、四つ時（午後10時ごろ）を限って帰るようにしているので、他に一宿するようなことはない」（「琉球館文書」132号）と返答しているものの、果たしてその通りであったかどうかは疑わし

い。琉球人の心情からすると、藩の定めた諸規制はうっとうしいもので、緩和へ向けてことあるたびに働きかけがなされたものとみられる。ちなみに図2・3は大磯で花見船を仕立てて桜見物を楽しむ琉球人の姿を描いた『(天保年間) 鹿児島城下絵図』の一齣である。花見は1787年(天明7)に認められた「協徘徊」の範囲にはないところをみると、ひとつの規制緩和要求の成果であろう。

【参考文献】

- 安藤保 1996 『「琉球館」小考』丸山雍成編『前近代における南西諸島と九州——その関係史的研究』多賀出版
小野まさ子・豊見山和行・里井洋一・真栄平房昭 1987 『「内務省文書」とその紹介』『沖縄史料編集室紀要』12
島尻勝太郎 1983 「琉球館」沖縄大百科事典刊行事務局編『沖縄大百科事典』下、沖縄タイムス社
豊見山和行 2003 「琉球・沖縄史の世界」同編『琉球・沖縄史の世界』吉川弘文館
深瀬公一郎 1998 「鹿児島琉球館に関する基礎的考察」『沖縄関係学論集』4
深瀬公一郎 2002 「近世日琉通交関係における鹿児島琉球館」『早稲田大学大学院文学研究科紀要（第4分冊）』48
深瀬公一郎 2004 「近世日琉関係における外交・貿易システム——鹿児島琉球館における間役・用聞の役割」『南島史学』64
松尾千歳 2005 「鹿児島県立図書館蔵『鹿児島城下町割図』について」『南九州城郭研究』3
松尾千歳 2008 「篤姫がみた鹿児島—鹿児島城下絵図屏風」の世界—」『新薩摩学シリーズ6 天璋院篤姫』鹿児島純心女子大学国際文化研究センター

【史料】

- 「旧記雑録後編5」：鹿児島県歴史資料センター黎明館編『旧記雑録』後編5、鹿児島県、1985
「球陽」：球陽研究会『球陽』（原文編・読み下し編）角川書店、1974
「古老集記類の二」：小野武夫編『近世地方経済史料』10、近世地方経済史料刊行会、1932
「島津家列朝制度」：藩法研究会編『藩法集』8（鹿児島藩・上）、創文社、1969
「(天保年間) 鹿児島城下絵図」：鹿児島市立美術館蔵（参考絵図（6））
「内務省文書」：小野まさ子・豊見山和行・里井洋一・真栄平房昭『「内務省文書」とその紹介』『沖縄史料編集室紀要』12、1987
「琉球館文書」：総務部市史編集室編『那覇市史』資料篇1-2（薩琉関係文書）、那覇市役所、1970